

第8章 建替事業の実施方針

(1) 基本方針

現在建替事業を実施している「あかしや南」とともに、住宅ストックの老朽化に対応するため、建設年度が古い「忠類白銀町」を対象として、計画期間内に建替事業を実施する。

これらの建替事業にあたっては、以下の3点に配慮する。

○良質なストックの形成

住宅セーフティネットとしての役割を踏まえ、幕別町における定住を支える受け皿として適切な居住水準を確保していく。

○少子高齢化社会等への対応

子育て世帯から高齢者・障がい者まで幅広い世代が快適に生活できるように、住棟・住戸のユニバーサルデザインの導入を図り、誰もが安心・安全に生活できる環境整備を行う。

○整備や管理面でのコストへの配慮

住棟・住戸及び外構の整備にあたっては、初期費用のみならず管理のしやすさや維持管理費用等にも留意した団地形成を図っていく。

(2) 計画期間内の建替対象団地別方針

「あかしや南」の建替事業は現在4棟32戸を建設済みであり、令和5～7年度にかけて、さらに6棟48戸を建設するほか、令和6年度に既存住棟2棟の除却を予定する。

「忠類白銀町」については、全面的改善事業が未実施の住棟について、建替事業を行うため、入居停止等により必要な空き家を確保する。

令和11～12年度に新たに12戸程度を建設し、令和11～14年度に既存住棟の除却を行う。

なお、当該団地は忠類市街地内では比較的利便性の高い立地条件にあることから、余剰地の有効利用についても検討する。